

地域包括支援センター受託法人の選定について

1. 業務名

船橋市地域包括支援センター業務委託

2. 業務の概要

(1) 目的

地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のため、包括的支援事業等を行う。また、高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）を行う。

平成30年度に公募型プロポーザル方式により受託法人を選定した下記の3つの地域包括支援センターについて、公募時に提示した6年の期間が満了することから、改めて受託候補者を選定する。

なお、価格のみによる競争では所期の目的が達成できないことから、ふさわしい受託候補者の選定をプロポーザル方式にて実施するものである。

また、広く事業者を募集するため、公募型にて実施する。

- ①前原地域包括支援センター
- ②塚田地域包括支援センター
- ③二和・八木が谷地域包括支援センター

(2) 担当地区

- ①「前原」地区コミュニティ
- ②「塚田」地区コミュニティ
- ③「二和」及び「八木が谷」地区コミュニティ

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び指定介護予防支援事業などの業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、かつ次の要件1)～3)を全て満たす法人であること。

1) 令和6年7月1日現在、法人格を有し、かつ、以下の何れかの施設（事業所を含む）の経営又は自治体からの受託実績がある者。

- ① 介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人
（但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く）
- ② 介護保険法に基づく地域包括支援センターを運営している法人
- ③ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人

2) 令和6年7月1日から契約日までに、法人またはその役員等が次のいずれにも該当しないこと。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から3年を経過しない者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ⑤ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けている者
- ⑥ 国税、地方税を滞納している者
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑩ 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条各号に掲げる者。
- ⑪ 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

3) 申し込み時点における配置予定職員として、法人内職員で次に示す三職種をそれぞれ1名ずつ提示できること。なお、グループ内の法人は、同一法人とみなす。

- ① 「保健師その他これに準ずる者」
 - ・「準ずる者」とは、看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、「準ずる者」の看護師には准看護師は含まない。
- ② 「社会福祉士その他これに準ずる者」
 - ・「準ずる者」とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。
- ③ 「主任介護支援専門員」

4. 事業スケジュール

(1) 実施要領の配布

令和6年6月18日（火）午前9時から船橋市地域包括ケア推進課にて配布。
船橋市ホームページにおいても実施要領を掲載。

(2) 応募期間

令和6年7月8日（月）午前9時から8月9日（金）午後5時まで

(3) 受託候補者への選定結果通知

令和6年10月初旬

5. 提案額

市が定める提案限度価格の範囲内で見積額を提示すること。

6. その他

(1) 選定結果

各応募法人に当該応募法人の結果を通知するとともに、船橋市のホームページに特定された受託候補者を公表する。

(2) 契約の締結

審査により選定された者と提案の内容を元に随意契約を締結する。

(3) 次回の選定

委託法人の選定については、6年後にプロポーザル方式により再度行う予定である。